

論文

『日向記』収載の黒田孝高書状写について —伊東家軍勢による宮崎城攻略は私戦なのか公戦なのか—

白 峰 旬

はじめに

『日向記』は、日向国の戦国大名・伊東氏に関する編纂史料であり、『国史大辞典』⁽¹⁾には、『日向記』について、「伊東氏の初祖から寛永13年(1636)に至る間の伊東氏歴代実録。(中略)序および後叙によれば永禄初年、落合兼朝の集成したものをもとに天正18年(1590)落合伊賀入道が再補。さらに海老原為誠・田丸信成らが後補修飾を加えた。(中略)伊東氏中心の日向史として重要。」と記されている。『宮崎県史』通史編、中世⁽²⁾には『日向記』は、伊東氏の家譜であるが(中略)中世から近世初頭にいたるまで、日向国内の歴史をみる上では伊東氏を除いて語る事が出来ないで、まだまだ十分な史料批判を要する箇所は多いが欠くことが出来ないものである。松井本・山田ト翁本・山之城本・校合本などと称される数種の異本があるが、零本もある。」と記されている⁽³⁾。

その『日向記』には、掲載順として見ると、①「(慶長5年)10月19日付伊那掃部宛黒田孝高書状写」⁽⁴⁾、②「(慶長5年)9月28日付伊那掃部・長倉三郎兵衛・伊那因幡宛黒田孝高書状写」⁽⁵⁾、③「(慶長6年)2月20日付伊東祐慶宛黒田孝高書状写」⁽⁶⁾、④「日付欠御奉行中宛黒田孝高書状写」⁽⁷⁾、⑤「(慶長6年)卯月4日付伊那掃部宛黒田孝高書状写」⁽⁸⁾が収載されている。

この5通の黒田孝高書状写について、光成準治『九州の関ヶ原』⁽⁹⁾では、「いずれも正文を確認することはできず、如水の働きを誇張するために偽作された可能性も否定できない」と指摘されている。

その一方で、中野等氏の論文「『関ヶ原』合戦と黒田如水」(以下、中野論文と略称する)⁽¹⁰⁾では、「(慶長5年)9月28日付伊那掃部・長倉三郎兵衛・伊那因幡宛黒田孝高書状写」(後掲の黒田孝高書状写A)、「(慶長6年)2月20日付伊東祐慶宛黒田孝高書状写」(後掲の黒田孝高書状写D)について、真正の文書として行論を進めている⁽¹¹⁾。

また、林千寿氏の博士論文「慶長五年の戦争と戦後領国体制の創出」⁽¹²⁾では「(慶長5年)10月19日付伊那掃部宛黒田孝高書状写」(後掲の黒田孝高書状写B)について真正の文書として行論を進めている。

そのほか、前掲・光成準治『九州の関ヶ原』⁽¹³⁾では、「伊東系譜」に収載されている「(慶長5年)7月19日付伊東祐兵宛徳川家康書状写」⁽¹⁴⁾について「正文は確認できない。(中略)『寛永諸家系図伝』には、祐兵へ宛てられた家康文書が数点収載されているが、七月十九日付けのものは収載されていない。(中略)この文書が収載されていないことは、偽作された可能性を否定できない。」と指摘されている⁽¹⁵⁾。

そして、「(慶長5年)10月2日付伊東祐兵宛徳川家康書状写」⁽¹⁶⁾についても、「この文書は、『寛永諸家系図伝』

にも収載されているが、正文は確認できないため、偽作の可能性がある。」と指摘されている。

光成準治『天下人の誕生と戦国の終焉』では、こうした文書偽作の背景として「江戸期に大名として存続を許された大名にとって、関ヶ原の戦い以前から家康とは親密であり、東軍に荷担するつもりであったと主張すること、その傍証として西軍を主導したとされる三成との不仲を強調することが、幕藩体制下における正統性の根拠となった。文書を偽作してでも、関ヶ原の戦い前後の行動を正当化する必要がある、大名自らが虚像を作り出していったのである。」(下線引用者)⁽¹⁷⁾と指摘されている。

この指摘を考慮すると、逆に言えば、関ヶ原の戦いで決着が付く以前に、豊臣公儀(石田・毛利連合政権)から諸大名に対して発給された文書は、後世の江戸時代において破棄された可能性も考えられる。その意味では、このように「大名自らが虚像を作り出していった」ことが、これまでの通説的理解としての徳川家康の関ヶ原楽勝説(ほぼすべての大名が家康に当初から味方していたかのような錯覚)の根源になっている、と考えてもよからう。

本稿では、こうした「大名自らが虚像を作り出していった」状況を検証するため、『日向記』記載の上記の5通の黒田孝高書状写について、その内容を考察する(本稿では『日向記』の掲載順ではなく、時系列として5通の黒田孝高書状写について以下に提示して考察をおこなう)。

関ヶ原の戦いと黒田孝高などの九州での動向については、拙稿「慶長5年の九州における黒田如水・加藤清正の軍事行動(攻城戦と城受け取り)について—関ヶ原の戦いに関する私戦復活の事例研究(その2)—」⁽¹⁸⁾があり、最新の研究成果として、前掲・光成準治『九州の関ヶ原』(以下、『光成—九州』と略称する)、前掲・光成準治『天下人の誕生と戦国の終焉』(以下、『光成—天下人』と略称する)、新名一仁『「不屈の両殿」島津義久・義弘—関ヶ原後も生き抜いた才智と武勇』(以下、『新名—島津』と略称する)⁽¹⁹⁾、前掲・中野論文があるので、前掲・拙稿を除くそれぞれの内容についても適宜、関説していきたい。

伊東家軍勢による宮崎城攻略は、慶長5年(1600)9月晦日(9月30日)に伊東家の軍勢が清武城を出陣して、翌朝の10月1日暁に宮崎城を攻め落とした戦いである⁽²⁰⁾。伊東家軍勢による宮崎城攻略とその後の戦いについては、『清武町史』通史編上巻⁽²¹⁾の第五章第一節第一項における「宮崎合戦」、「宮崎合戦の経緯」に詳しいので参照されたい。

1. 「(慶長5年)9月28日付伊那掃部・長倉三郎兵衛・伊那因幡宛黒田孝高書状写」について

「(慶長5年)9月28日付伊那掃部・長倉三郎兵衛・伊那因幡宛黒田孝高書状写」⁽²²⁾について、以下、黒田孝高書状写Aと略称する。

[黒田孝高書状写A]

猶々以益々言伝申候、息災之由満足申候、以上

豊後殿預御使者候、上方之様子者御物語可有之候間不申入候

一 a 御行之儀者先宮崎之城御取可有之候、 b 其次ニ佐土原於可成者御手遣被成扱引取、 c 右之宮崎之城ヲ八

夫ニ持セ d 嶋津方へ成次第御働可在之候、 e 是何処迄モ城々ヲ御取御候而手前無越度様ニ御沙汰肝要候

一 兎角手前無越度様ニ可被成候、 f 上方之御利運ヲ浦山敷カリ候而人数ソコネ候様之御働一切御無用候

一 g 上方へ者豊後守殿御仕合能様ニ拙者ヨリ可申上候、其段者可御心安候、 h 此節豊後殿大名ニ御成候様ニ随分才覚可仕候同「間」可御心易候、恐々謹言

九月廿八日

i 如水軒円清

j 伊那掃部殿

長倉三郎兵衛殿「へ」

伊那因幡殿

御宿所

※下線引用者。以下の史料引用においても同様。

前掲『日向記』には、この黒田孝高書状写Aの前に次のような本文が記されている⁽²³⁾。

又左京亮祐慶主下国以後弥祐兵主病氣大切ニ及ヌレハ、日州心遣モ難成間万端頼ミ入由黒田如水翁へ申達シ、如水翁ノ指図モ有之ニヲイテハ直ニ国許ニ「へ」返リ其趣ヲ告ヘシトテ、使者何某ヲ豊前中津へ差越サレシカハ、其時留主居へ如水翁差図有之、状ニ云

この本文の意味としては、伊東祐慶が大坂から国許（日向国）へ下ったあと、いよいよ伊東祐兵は危篤（「大切」）になったので、日向国のことが心配（「心遣」）であるため、すべてに関して黒田孝高に頼むことを（大坂にいた伊東祐兵から、豊前中津にいた黒田孝高に）申し達した。そして、黒田孝高の指図があれば、すぐに国許（日向国）へ帰り、その内容を告げるべく（大坂の伊東祐兵からの）使者何某を豊前中津（の黒田孝高）へ送ったところ、その時に黒田孝高が（日向国にいる伊東氏の）留守居に対して指図した内容の書状（が次の書状である）、ということになる。

この本文によると、大坂で危篤の状態にあった伊東祐兵は、すべてに関して黒田孝高に頼むことを申し達した、としているが、そのような内容の書状（黒田孝高宛の伊東祐兵書状）は、現在伝存していない。上記のことが本当であれば、黒田家にそうした内容の書状（黒田孝高宛の伊東祐兵書状）が伝存しているはずであるが、伝存していないのは不可解である。

上記の黒田孝高書状写Aは9月28日付である。中野論文では「関ヶ原」本戦の具体的な詳報が、如水のもとに届くのは九月二十八日のこととされる」と指摘されている（ただし、中野論文では、その史料典拠については記されていない）。

また、『光成一九州』⁽²⁴⁾では「大垣城における高橋氏らの東軍への寝返りは同月（引用者注：九月）十七日、関ヶ原での戦闘の二日後であり、両戦闘⁽²⁵⁾の情報は二日程度の時間差で九州へ到達したと考えられる。関ヶ原における戦闘の情報が九州へ到達したのは（引用者注：九月）二十八日頃。」と指摘されている。関ヶ原における戦闘の

情報が九州へ到達したのは9月28日としている点は、中野論文と同じである(ただし、中野論文では黒田孝高〔如水〕のところに情報が届いたのが9月28日、『光成一九州』では九州に情報が届いたのが9月28日、という違いがある)。

中野論文の上記の指摘(関ヶ原本戦の具体的な詳細が、黒田孝高〔如水〕のところに情報が届いたのが9月28日)が正しいとすれば、黒田孝高は黒田孝高書状写Aを発給した9月28日の時点で「関ヶ原」本戦の具体的な詳細を把握していたことになる。とすれば、大垣城における高橋元種の裏切り(家康方への寝返り)についても黒田孝高は把握していたことになるので、下線aにあるように、高橋元種の持城である宮崎城の攻撃を指示したのは不可解なことになる。

そもそも論でいえば、黒田孝高が特定の城名(「宮崎之城」)を名指しして、伊東家による攻撃の対象として指定している点も不可解である。

黒田孝高が特定の攻撃対象・攻撃目標(宮崎城)を具体的に指図するという事は、天下人でもない黒田孝高が、他大名である伊東家の軍事指揮権を掌握している、という奇妙な話になる。

上述したように、『光成一九州』で指摘されているように、この黒田孝高書状写Aが偽作されたものであるとすると、近距離にある敵(他大名)の城を伊東家が攻略することに黒田孝高から大義名分が与えられた(家康に取り次ぐという前提で黒田孝高の承認を得た)ことになり、その点に偽作の目的があると考えられる。つまり、『光成一九州』では「如水の働きを誇張するために偽作された可能性も否定できない」と指摘されているが、むしろ、伊東家側で宮崎城攻略の正統性を担保するために偽作された可能性が高いと考えられる。よって、宮崎城攻略が、伊東家にとっての私戦ではなく公戦である、という大義名分を成り立たせよう、とする意図が窺える。

下線bは、宮崎城攻撃のあとは、佐土原(島津豊久〔関ヶ原の戦いで戦死〕の所領)を攻撃⁽²⁶⁾することを指図している。

そして、一旦、佐土原攻撃から撤退して(下線b)、下線cでは、宮崎城を強固に維持する⁽²⁷⁾ように指示している。

この下線bも下線aと同様に、黒田孝高が特定の攻撃対象(佐土原)を名指しして指図している点は、黒田孝高が、他大名である伊東家の軍事指揮権を掌握している、という奇妙な話になる。

下線cの記載が不可解なのは、この書状が発給された9月28日の時点では、伊東家による宮崎城攻撃はまだ開始されていないにもかかわらず(伊東家による宮崎城攻撃は9月晦日である)、あたかもすでに宮崎城攻略が完了したかのような書き方である。

下線dでは、(宮崎城を堅固に守備したうえで〔下線c〕)島津方への攻撃を指図している。しかし、上述したように、この書状を発給した時点(9月28日)で、黒田孝高は、大垣城における高橋元種の裏切り(家康方への寝返り)についても把握していたはずなので、本来であれば、宮崎城(高橋元種の持城)への攻撃が先にくるのではなく、この時点(9月28日)でも家康方と敵対していた島津方への攻撃を第一に指示するべきであり、その点は不可解である。

実際の動向を見ても、伊東家側では、島津方への攻撃ではなく、宮崎城攻撃を真っ先におこなっているのです。この黒田孝高書状写Aが伊東家側で偽作されたものであれば、宮崎城攻撃が私戦ではなく公戦であることを示すうえで、伊東家側にとって都合の良い文書ということになる。

下線eは、伊東家がどこまでも城々を取って^{おちど}落度がないように指示することが重要である、としている。この

記載からすると、伊東家が宮崎城以外の城々へ攻撃することについて、黒田孝高の承認（伊東家側にとって私戦ではなく公戦であることの承認）を得た、ということになるが、天下人でもない黒田孝高の承認を事前に得ること自体不可解である。

下線 f は、「上方」の勝利⁽²⁸⁾を羨ましく思って、(伊東家の)軍勢の損害を出すような軍事行動は一切してはならない、としている。

この黒田孝高書状写 A が出された 9 月 28 日の時点で、勝利しているのは家康方であるから、下線 f の「上方」が豊臣公儀を指すとすれば、「上方」の勝利と記しているのは事実と反する。本来であれば、「上方」の勝利ではなく、家康の勝利（例えば「内府様之御利運」）と記すべきであり、その意味で、この下線 f の記載は不可解である。

下線 g は、「上方」へは伊東祐兵の「御仕合」がよくなるように黒田孝高から申し上げる、としているので安心するように、としている。「上方」が豊臣公儀を指すとすれば、黒田孝高から豊臣公儀（＝豊臣秀頼）に対して伊東祐兵の「御仕合」（この場合は、伊東祐兵の身上〔地位〕という意味であろう）に関して取り次ぎをする、という意味になる。

しかし、この黒田孝高書状写 A が出された 9 月 28 日の時点で、黒田孝高が豊臣秀頼に対して、こうした取り次ぎが出来る立場にいたとは思えない。9 月 28 日の時点で、家康は大坂城に在城していたので⁽²⁹⁾、「上方」が家康を指すとしても、黒田孝高がこうした取り次ぎが出来る立場にいたとも思えない。

黒田孝高は、加藤清正と自分が今回（九州で戦って敵の所領を）切り取ったので、家康の取り成しをもって秀頼様から（その切り取った所領を）拝領できるように、井伊直政と藤堂高虎が話し合ってくれるように「御肝煎」を高虎に頼んでいる⁽³⁰⁾。このことからすると、黒田孝高は自分の所領の拝領の件についてさえ、井伊直政と藤堂高虎に取り成しを頼んでいるので、とても伊東祐兵のことを豊臣秀頼や家康に取り次ぐことができる地位にいたとは考えられない。その意味で、下線 g の記載内容も不可解である。

下線 h は、伊東祐兵が「大名」⁽³¹⁾になることができるように、黒田孝高が「随分」と「才覚」をするので安心するように、としている。

この下線 h は、下線 g の内容を具体的に記したことになるが、上述したように、この黒田孝高書状写 A が出された 9 月 28 日の時点で、黒田孝高が豊臣秀頼や家康に対して、こうした取り次ぎが出来る立場にいたとは思えないので、この下線 h の記載内容も不可解である。

下線 i は「如水軒円清」と署名されている。東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース⁽³²⁾において、「如水軒円清」で検索すると 3 件ヒットする。

その 3 件は、①「(慶長 5 年) 9 月 3 日付吉川広家宛黒田孝高書状」(『吉川家文書之一』〈大日本古文書〉、155 号文書)、②「(慶長 5 年) 霜月 9 日付島津義弘宛黒田孝高書状」(『島津家文書之五』〈大日本古文書〉、1833 号文書)、③「(慶長 5 年) 11 月 16 日付島津義弘宛黒田孝高書状」(『島津家文書之五』〈大日本古文書〉、1834 号文書)であり、いずれも原文書であって写の文書ではない。

上記②、③では、「如水軒」の記載の次に改行して「圓清（花押）」(「圓清（花押）」は月日の下に記載)と記されている。

上記①は、「端裏切封ウハ書」において、「如水軒」の記載の次に改行して「圓清」と記されている。

つまり、下線 i のように、月日の下に「如水軒円清」と一行で書かれていないので、下線 i の記載についても疑問が残る⁽³³⁾。

月日の下に「如水軒円清」と一行で書かれているのは、後掲の黒田孝高書状写B、黒田孝高書状写Dも同様であり、上記の下線 i と同じ理由で疑問が残る。

下線 j はこの黒田孝高書状写Aの宛所として「伊那掃部殿」と記されている。本来であれば、「稲津掃部殿」と記されるはずであり、前掲『日向記』⁽³⁴⁾では「伊那掃部殿」の記載において「伊那」の右横に（稲津）と注記されている。

そもそも論で言えば、書状の宛所の名前を記載間違えること自体が不可解である。ではなぜ「稲津」ではなく「伊那」と誤記されているのであろうか。

この点は、上述したように、伊東家側がこの黒田孝高書状写Aを偽作したとすれば、その理由が説明できる。つまり、稲津掃部（稲津重政）は、慶長7年（1602）に主家（伊東家）に対して稲津の乱⁽³⁵⁾を起こして死去している⁽³⁶⁾、伊東家にとっては逆臣であるから、「稲津掃部」と記すことは出来なかったのであろう。よって、「稲津」を「伊那」と誤記したのは、単純な間違いではなく、偽作した伊東家側による意図的な間違いであった、と推測される。

宛所を「伊那掃部殿」と記載したのは、後掲の黒田孝高書状写B、黒田孝高書状写Eも同様であり、これらも偽作した伊東家側による意図的な間違いであった、と推測される。

2. 「(慶長5年)10月19日付伊那掃部宛黒田孝高書状写」について

「(慶長5年)10月19日付伊那掃部宛黒田孝高書状写」⁽³⁷⁾について、以下、黒田孝高書状写Bと略称する。

〔黒田孝高書状写B〕

猶々御使者口上ニ申候間不委候、以上

g 又申候、嶋津家来数人生取候間、則忝人遣候間嶋津方江被遣可給候、以上

a 其表手切之儀申遣候処ニ則被仰付宮崎之城被切取之段御手柄無比類候、 b 則上方江「茂」申遣候間内府様江可致言上候、 c 豊後殿御煩于今然々無之由承千万無御心許「元」候、併可有御本腹（復カ）候条御氣遣有間敷候、 d 小倉請取早筑後表江罷出候、 e 彼表之儀茂高橋・柳川・筑紫使者ヲ付置候間、即「則」時可相済候、 f 当月中二者薩摩和泉江可罷出候条、其内御堅固之覚悟肝要候、恐々謹言

十月十九日

如水軒円清

伊那掃部殿

前掲『日向記』には、この黒田孝高書状写Bの前に次のような本文が記されている⁽³⁸⁾。

（前略）宮崎城主権藤父子三人ノ頸即一学坊ト云シ山伏ヲ使者ニテ検使同船ニテ如水翁ノ陣所筑後 国ノ内

水田ト云所迄為持遣シケレハ如水翁早速ノ功ヲ感シ玉ヒテ留守居中ヘ賜シ状ニ云

この本文の意味としては、伊東家の軍勢が攻略した宮崎城の城主である権藤父子3人の首を一学坊という山伏を（黒田孝高への）使者として、検使も同船させて、黒田孝高の陣所である筑後国内の水田（現・福岡県筑後市水田）という所まで持たせて遣わしたところ、その軍功に対して黒田孝高が早速に伊東家の留守居へ与えた書状（が次の書状である）、ということになる。

この本文によると、宮崎城城主である権藤父子3人の首を、黒田孝高の陣所（筑後国水田）へ持たせて遣わした、としているが、そのことを伝える一次史料（伊東家側から黒田孝高へ出した書状）は伝存していない点は不可解である。

この黒田孝高書状写Bは、伊東家の軍勢により宮崎城攻略が終わったあとに出されたものである。

下線aは、伊東家の軍勢が宮崎城を攻略したこと（「切取之段」）について、その手柄は比類がない、としている。

下線aの「手切」について、『日葡辞書』⁽³⁹⁾では「テギレ（手切れ）」の意味として「蜂起すること、または、謀反」とあるので、この場合は、軍事行動を起こすこと、という意味であろう。『日本国語大辞典（第二版）』⁽⁴⁰⁾では「手切（てぎれ）」の意味として「双方の交渉、談判が成りたたないで、破談となり、そのまますぐに敵対行為をとること」とある。

下線aの「切取」について、『日葡辞書』⁽⁴¹⁾では「キリトリ、ル、ツタ（切り取り、る、つた）」の意味として「武器をもって取る」とある。『日葡辞書』⁽⁴²⁾では「城を取る、または、切り取る」の意味として「武力をもって城を占領する」とある。

下線bは、そのことを上方へ申し遣わすので、家康（「内府様」）へ言上するつもりである、としている。

上述したように、この時点で、黒田孝高が家康に対して、伊東家の宮崎城攻略について取次ができる地位にいたとは思えないので、この記載（下線b）は不可解である。

下線cは、伊東祐兵の病状について黒田孝高が心配しているが、回復するであろうから気遣いはしていない、としている。しかし、伊東祐兵はすでに10月11日に大坂で死去しているので⁽⁴³⁾、この下線cの記載内容は不可解である。

下線dは、黒田孝高が小倉城（城主は毛利・石田方であった毛利勝信）を受け取って、早くも筑後国方面へ出陣した、としている。

中野論文では、「六日（引用者注：十月）に如水は小倉城を臨む安達山に着陣し、毛利吉成との間に開城交渉を始める。（中略）吉成は開城を受け容れる。剃髪して「一斎」と号した吉成は、十月十四日に小倉城を退去する。（中略）如水は（中略）久留米・柳川の制圧を期して軍勢を南下させる。（中略）如水自身は柳川の立花宗茂を攻めるため、さらに南下する。」と指摘されている。

ちなみに、黒田孝高書状写Bが発給された10月19日は、江上八院の戦い（10月20日に起こった龍造寺・鍋島家の軍勢と立花家の軍勢が激突した戦い）⁽⁴⁴⁾の前日にあたる。

下線eは、筑後国方面のことについて、石田・毛利方の「高橋」（＝高橋直次）・「柳川」（＝立花宗茂）・「筑紫」（＝筑紫広門）へ使者を付け置いたので「即時」に（降伏させることが）済むだろう、としている。このことは、中

野論文の上記の引用における「久留米・柳川の制圧を期して軍勢を南下させる」という黒田孝高の動向に係るのである。

下線 f は、黒田孝高が、「当月中」(= 10 月中)には薩摩国の出水(現・鹿児島県出水市)へ出陣予定である、としている⁽⁴⁵⁾。

しかし、『新名一島津』⁽⁴⁶⁾には「十一月に入ると、立花宗茂が知らせてきたように、黒田勢・加藤勢・鍋島勢・立花勢からなる島津討伐軍が南下し、十一月七日までに肥後水俣(熊本県水俣市)に布陣している。国境の出水には老中島津忠長、忠恒側近伊勢貞昌ら精鋭が在番して、薩摩進攻に備えていた。」と指摘されているように、黒田孝高などの軍勢の南下は 11 月に入ってからであり、この点は事実と相違する。

下線 g は、黒田孝高が島津家の「家来」数人を生け捕ったので、(黒田家の家臣を?) 1 人(伊東家側に)遣わすので、(生け捕った数人を)島津方へ遣わしてほしいと指示している。

『日葡辞書』⁽⁴⁷⁾では「イケドリ、ル、ツタ(生け捕り、る、つた)」の意味として「捕虜にする、すなわち、戦争の時に生きたまま捕らえる」としているので、戦闘時に島津家の「家来」数人を生け捕った、ということになる。

『新名一島津』⁽⁴⁸⁾によれば、島津義弘が関ヶ原の戦いのあと帰国する際に「豊後沖では東軍として九州北部を制圧しつつあった黒田如水(官兵衛孝高)配下の水軍の襲撃を受け、供船二艘が犠牲になっている」とあるので、島津家の「家来」数人は、この戦闘時に黒田家側の捕虜になった、と考えられる。

3. 「(慶長 6 年カ) 月日付欠御奉行中宛黒田孝高書状写」について

「(慶長 6 年カ) 月日付欠御奉行中宛黒田孝高書状写」⁽⁴⁹⁾について、以下、黒田孝高書状写 C と略称する。

[黒田孝高書状写 C]

a 今度伊東我等方へ申越候条々

一 b 七月廿日之日付ニテ申越候ハ対内府様江『輝元』奉行共逆心之条、伊東義者内府様江御届仕度候、如何仕候而能候ハシ哉、伏見へ人数等ヲモ遣間敷候条、拙者申次第ニ可致覚悟ト申越候

一 c 拙者返事ニハ小身ニ候条、上方江居候而御届成間敷候条、帰国仕可然之通申上セ候、d 就然ニ八月十日比之日付ニテ又申越候ハ、私事ハ以外煩候条、今程罷下候事不能成候間、於日向留守居之者共申次第奉行方へ手切ノ働ヲサセ、息左京亮ヲ下可申由申越候条、左京『亮』帰国之儀者尤可然候、働之儀者時分ニヨ『リ左右』ヲ可申由返事仕候事

一 e 拙者事九月九日ニ居城ヲ罷出、十一日未明ニ垣見城ヲ取巻候処ニ、大友木村(木付カ)江取上(取懸カ)候ヲ注進有之ニ付テ、十二日木村(木付カ)へ懸付候へハ早大友モ引退、立石ト申所へ取籠有之候ヲ、翌日十三日拙者先手之者押寄、及一戦ニ勝利ヲ得申候、十四日大雨降候ニ付テ少遅候内ニ大友致詫言、十五日早朝拙者陣所へ懸入申候、f 然而十六日伊東留守居之方へ使者遣、加主計モ手切之働被仕『候条、其』元見合次第ニ何方へ成共致手切候へト申遣『候』、g 拙者カ使者九月廿八日参着候、則留守居之『者共』令相談拙者使者ヲ留置、高橋右近相拘『候宮』崎ト申城へ取懸、夜セメニ仕、十月朔日切取城主ヲ始首数

二百余討取申候故、^h兼日ヨリ拙者ヲ証人ト存申越候条如此候、被遂御分別候者御耳ニ被立候而可被遣奉頼候

如水

i 御奉行中

前掲『日向記』には、この黒田孝高書状写Cの前に次のような本文が記されている⁽⁵⁰⁾。

(前略) 慶長六年三月中旬黒田如水翁へ、日州働ノ様子弥以家康公へ上達シ玉ハルヘキ旨遣ハ「サ」ルハ所ニ、先達テーツ書ヲ以テ言上イタスノ由ニテ写シー通到来ス、其文ニ云

この本文の意味としては、慶長6年(1601)3月中旬に黒田孝高へ、伊東家の日向国内での戦いの状況について、家康への上申の取次を頼んだところ、それ以前に^{ひとつがき}一つ書によって、黒田孝高から家康に言上した、とのことで、その一つ書の写一通が黒田孝高から伊東家に届いた、ということになる。

下線aは、この度、伊東家から黒田孝高へ報告してきた「条々」が以下の内容である、としている。

下線bは、7月20日付で伊東祐兵から黒田孝高へ申し越してきた内容として、家康(「内府様」)に対して毛利輝元や「奉行共」が逆心を企てたが、伊東祐兵は家康(「内府様」)に味方したいのでどのようにすればよいであろうか、伏見城攻めに対して伊東祐兵は軍勢(「人数」)を遣わさないで、黒田孝高の言う通りにする覚悟である、としている。

この内容からは、7月20日の時点で、伊東祐兵は家康に味方しているので、黒田孝高の指示に従う、としていることがわかる。

しかし、7月20日付で伊東祐兵から黒田孝高へ出したこの内容の書状は伝存していない。そして、そもそも論で言えば、7月20日の時点で、黒田孝高は家康に味方していたわけではない。

拙著『新「関ヶ原合戦」論—一定説を覆す史上最大の戦いの真実』⁽⁵¹⁾ですでに指摘したように、8月1日の時点で、黒田孝高は毛利輝元が豊臣秀頼を補佐するために大坂城に入城したことを是認しており、目出たいと賞している(「8月1日付吉川広家宛黒田孝高書状」⁽⁵²⁾)。

中野論文でも「8月1日付吉川広家宛黒田孝高書状」を引用したうえで、「如水の立場とて家康方一辺倒ではなかった」と指摘されている。

つまり、7月20日の時点で家康に味方していたわけではない黒田孝高に対して、伊東祐兵が家康に味方したい、と述べて黒田孝高の指示を仰ぐことは不可解である。

下線cは、黒田孝高の伊東祐兵に対する返事として、伊東祐兵は小身⁽⁵³⁾であるので、上方にいと家康に味方できないので、国許(日向国飫肥)に帰るように指示した、としている。しかし、黒田孝高が伊東祐兵に対して指示したこの書状も伝存していない。

下線dは、8月10日頃の日付で、また伊東祐兵が黒田孝高に対して書状を出して、伊東祐兵は病状が深刻なため、現在は国許へ帰ることができないので、日向国における伊東家の留守居の者共に対して、黒田孝高が言うように「奉

行方」へ「手切」の「働」(＝軍事行動)をさせ、子の伊東祐慶を国許へ下す予定である、と申し越してきたので、黒田孝高からは伊東祐慶が国許へ帰ることを承認して、「(奉行方)に対する「手切」の「働」(＝軍事行動)については、その時期になれば黒田孝高から(日向国における伊東家の留守居の者共に対して)指図するつもりである、と返事をした、としている。

しかし、上述したように、8月1日の時点で、黒田孝高は毛利輝元が豊臣秀頼を補佐するために大坂城に入城したことを是認しているため、8月上旬の時点で、「奉行方」に対する「手切」の「働」(＝軍事行動)を黒田孝高が伊東祐兵に指図するのは不可解である。

下線 d に、日向国における伊東家の軍事行動(「奉行方」へ「手切」をするための軍事行動)について、その時期になれば黒田孝高から指図するつもりである、としている点は、前掲の黒田孝高書状写 A の記載内容(黒田孝高による宮崎城への攻撃指示)と符合している点は注意される。

つまり、5 通の黒田孝高書状写(前掲の黒田孝高書状写 A～黒田孝高書状写 C、後掲の黒田孝高書状写 D、黒田孝高書状写 E)を伊東家で偽作したとすると、黒田孝高による宮崎城への攻撃指示を記した黒田孝高書状写 A だけではその前提がなく不都合なので、その前提となる黒田孝高書状写 C(下線 d)が必要になる。また、伊東祐兵が7月下旬の段階から家康に味方するつもりであったことを証明する黒田孝高書状写 C(下線 b)も必要になる。

以上の記載における、伊東祐兵と黒田孝高の間の書状のやり取りをまとめると以下のようになるが、いずれの書状も伝存していない点(原文書だけでなく写の文書も伝存しない)は注意を要する。

7月20日付(下線 b)	伊東祐兵 → 黒田孝高
？ 日付(下線 c)	黒田孝高 (返事) → 伊東祐兵
8月10日頃の日付(下線 d)	伊東祐兵 → 黒田孝高
？ 日付(下線 d)	黒田孝高 (返事) → 伊東祐兵

下線 e は、9月における黒田孝高の軍事行動の具体的な動向が記されている。それをまとめると、以下のようになる。

9月9日	居城(豊前国中津城)を出陣した
9月11日未明	豊前国富来城(城主は垣見一直)を包囲した ⁽⁵⁴⁾ 。その時、大友義統が豊後国木付城を攻めてきたという注進があった。
9月12日	木付城へ駆け付けたが、早くも大友義統は撤退して、豊後国立石というところへ籠城した。
9月13日	黒田孝高の先手の者が(立石に)押し寄せて一戦に及び勝利した ⁽⁵⁵⁾ 。
9月14日	大雨が降ったので(攻撃が)少し遅れたが、大友義統が佯言を述べた。
9月15日未明	大友義統が黒田孝高の陣所へかけこんだ ⁽⁵⁶⁾ 。

これらの黒田孝高の軍事行動は、「9月16日付藤堂高虎宛黒田孝高書状写」⁽⁵⁷⁾における黒田孝高の軍事行動の

記載内容と一致する。

しかし、下線 e の記載内容は黒田孝高の軍事行動であり、この度、伊東家から黒田孝高へ報告してきた「条々」(下線 a) に下線 e の記載内容が含まれるのは不可解(不自然)である。

下線 f は、9月16日、黒田孝高から伊東家の留守居へ使者を遣わして、加藤清正も(「奉行方」への)「手切」の「働」(＝軍事行動)をしているので、伊東家の方でも「見合次第」にどの方面へでも(「奉行方」への)「手切」(の軍事行動)をするように申し遣わした、としている。しかし、天下人でもない黒田孝高がこうした指示を伊東家に対してだけ出している点は不可解である。

下線 g は、黒田孝高の使者が9月28日に(伊東家の居城である日向国飢肥城へ)到着し、伊東家の留守居の者共と相談して、黒田孝高の使者をとどめておいて、高橋元種(方)が守っていた宮崎と言う城に対して夜襲をかけて⁽⁵⁸⁾、10月朔日に(この城を)攻略して⁽⁵⁹⁾、城主をはじめ(敵の)首数200余を討ち取った、としている。

この記載は、伊東家の軍勢が高橋元種方の城である宮崎城を攻略した戦い(9月晦日[9月30日]～10月1日)に関するものである。

下線 g において宮崎城について「宮崎ト申城」と表記されている点は重要である。前掲の黒田孝高書状写A(下線 a)、黒田孝高書状写B(下線 a)においては、宮崎城について「宮崎之城」と表記されていた。「宮崎ト申城」という表記は、黒田孝高が宮崎城について詳しく知らない城である、という意味に取れる。それに対して、「宮崎之城」という表記は、黒田孝高が宮崎城についてすでによく知っている城である、という意味に取れる。

このように、同じ黒田孝高書状写において、宮崎城の表記が「宮崎之城」(黒田孝高書状写A、黒田孝高書状写B)と「宮崎ト申城」(黒田孝高書状写C)というように異なること自体が不可解である。黒田孝高が日向国における城の位置などについて詳しく知らないのであれば、当然「宮崎ト申城」という表記になるはずであるから、「宮崎之城」と表記された黒田孝高書状写A、黒田孝高書状写Bは伊東家側で偽作された可能性が高い。

黒田孝高書状写Cにおける月日の記載で最も遅いのは「十月朔日」(＝慶長5年10月1日)(下線 g)であるから、月日付欠の黒田孝高書状写Cは、この日以降に記されたことになる。

後掲の黒田孝高書状写Eには、「豊後殿御忠儀(忠義カ)之成一ツ書ヲ以一々申上候」(黒田孝高書状写Eにおける下線 e)という記載があるので、この黒田孝高書状写Cは慶長6年の4月4日(黒田孝高書状写Eが発給された日付)以前に比定できる。

下線 h は、以前から(伊東家では)黒田孝高を証人と思い、(黒田孝高へ)申し越してきた内容はこのようになるので、「御分別」を逃げられて「御耳」に立てられることを頼み奉る、としている。

ここで問題となるのは、だれが「御分別」を逃げ、だれの「御耳」に立てられるのか、という点である。この黒田孝高書状写Cの宛所が「御奉行中」(下線 i)になっているのがヒントになるのだが、「御奉行中」が豊臣家の奉行という意味であれば、黒田孝高は豊臣家の奉行に対して豊臣秀頼への取次を頼んだことになる。

しかし、東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース⁽⁶⁰⁾において「御奉行中」で検索しても、関ヶ原の戦い以降の慶長5年～同6年において「御奉行中」を宛所とした、このような取次を頼んだ文書の事例はない。

そして、上述したように、自分の所領の加増についてさえ、家康の取成をもって豊臣秀頼から拝領したい旨に関して、藤堂高虎と井伊直政に対して「御肝煎」を頼んだこと⁽⁶¹⁾を考慮すると、黒田孝高が豊臣家の奉行に対し

て豊臣秀頼への取次を直接頼むほどの地位にいなかったことは明らかである。

また、黒田孝高書状写Cの内容が家康への取次を頼んだものであれば、宛所は「御奉行中」ではなく、家康麾下の重臣クラス（井伊直政など）の名前になるはずであり、まだ征夷大將軍に就任する前の家康に対して「被遂御分別候者御耳ニ被立候而可被遣奉頼候」（下線h）という表記は厚礼すぎる印象がある。その意味では、本文に「慶長六年三月中旬黒田如水翁へ、日州働ノ様子弥以家康公へ上達シ玉ハルヘキ旨遣ハ「サ」ルハ所ニ」（下線引用者）とあるのは再検討が必要である。

黒田孝高書状写Cを伊東家で偽作したものであるとすると、下線e、下線f、下線gの記載内容（この記載内容は事実即した内容と思われるので）の伊東家宛の黒田孝高書状（この書状は伝存しないが）をもとに、その他の記載箇所を偽作追加して作成したものではないだろうか。

4. 「（慶長6年）2月20日付伊東祐慶宛黒田孝高書状写」について

「（慶長6年）2月20日付伊東祐慶宛黒田孝高書状写」⁽⁶²⁾について、以下、黒田孝高書状写Dと略称する。

〔黒田孝高書状写D〕

為年頭御祝儀御使札、殊御太刀一腰・馬代銀子拾枚被懸御意祝着申候、a 仍宮崎之儀佐土原一着之間、如此中々貴所御拘「抱」候得与被仰出候、^(ママ)b 嶋津上洛之上ニ而者、豊後殿御忠儀（忠義カ）之御褒美可在之間、御家中之衆モ無退屈様ニ可被仰聞候、c 貴所御上之儀茂井兵少談合候而、御左右可申候間、先々其許ニ御座候而可然候、d 此方ヨリ嶋津方江御仕懸共御無用、彼方ヨリ仕懸之、御身払者御沙汰候者テ不叶事、猶追々可申入候間書中不具候、恐々謹言

二月廿日

如水軒円清

伊東左京殿
御返報

前掲『日向記』には、この黒田孝高書状写Dの前に次のような本文が記されている⁽⁶³⁾。

慶長六年正月歳初ノ祝儀、且ハ日州ノ様躰ヲモ告玉ハンカタメ黒田如水翁へ使者差越サル、其返状云

この本文の意味としては、慶長6年正月に年頭の祝儀、及び、日向国内の状況について報告するため、伊東祐慶が黒田孝高へ使者を遣わしたところ、その返信の書状（が次の書状である）、ということになる。

下線aは、（伊東家の軍勢が攻略した）宮崎（城）のことについては、佐土原が「一着」したので、このように、伊東祐慶が守備するように、と仰せになった、としている。

「イチチャク（一着）」とは『日葡辞書』⁽⁶⁴⁾によれば「一たび決定すること、すなわち、一たび決着すること」という意味である。

『光成一九州』⁽⁶⁵⁾では『日向記』によると、宮崎城を攻略した伊東勢は次の目標を島津氏領に定め、十月三日

『日向記』記載の黒田孝高書状写について—伊東家軍勢による宮崎城攻略は私戦なのか公戦なのか—（白峰）の戦闘を皮切りに、翌年五月に伊東・島津間で講和が成立するまで、再三にわたって、日向国各地で戦闘がくり広げられたという。（中略）また、この時点で島津氏が支配している日向国内の領域には、佐土原（西都市）など伊東氏旧領が含まれており、それらの所領を回復するという狙いも伊東氏にはあったのである。」と指摘されている。

『新名一島津』⁽⁶⁶⁾では「宮崎城を攻略した伊東勢は、これ以降たびたび高橋領本庄（国富町本庄）や島津領穆佐に兵を出し、島津勢と小競り合いを繰り返した」と指摘されている。『新名一島津』⁽⁶⁷⁾では、「この年（引用者注：慶長六年）五月によろやく（引用者注：伊東家と）島津勢との停戦が成立している」と指摘されている。

伊東家と島津家の講和（和睦）については、『日向記』⁽⁶⁸⁾に「同月八日（引用者注：慶長六年五月八日）薩摩方ヨリ和睦ノタメ深歳ノ善在坊ヲ為使僧舟引八幡へ来着、当家（引用者注：伊東家）ヨリモ合、和睦ノ取組ヲ成所ニ、（中略）互ニ闊論シテ和睦終ニ調ヌ」と記されていて、慶長6年5月8日に和睦が成立した、としている。

このように、宮崎城攻略後、慶長6年5月8日まで伊東家と島津家の間で複数の戦闘が日向国内でおこなわれたことがわかる⁽⁶⁹⁾。

佐土原関係では、「佐土原勢は一〇月一日に村角（現宮崎市）に、一六日には新名爪（現同上）に軍勢を出し、宮崎城の伊東勢と戦って一八〇人ほどの犠牲者を出している。（中略）この間、島津勢と佐土原に進んだ伊東勢の小競り合いが各所であったが、一一月二五日には佐土原領の六野原（現国富町）で合戦となっており、翌六年一月一四日には佐土原の島津方が村角に出陣している。」⁽⁷⁰⁾というように、慶長5年10月～翌同6年1月まで島津方と伊東方の間で戦闘が続いている。

下線aの「佐土原一着」とは、慶長6年2月の時点では、こうした戦闘が沈静化した、という意味であろうか。

下線aにおける「被仰出候」の主語が家康であるのか、或いは、豊臣秀頼であるのかかわからないが、慶長6年2月の時点である点を考慮すると、豊臣秀頼である可能性が高い。とすれば、豊臣公儀から伊東祐慶の宮崎城領有が認められたことになる。

しかし、黒田孝高書状写D以外に、伊東祐慶の宮崎城領有を豊臣公儀、或いは、家康が認めたことを証明する文書は存在せず、後述するように、後掲の「（慶長6年）3月21日付（高橋元種宛）細川忠興書状」により、宮崎城の返還について、高橋元種の言い分は全面的に認められたことがわかるので、この下線aの記載内容については、かなり疑義がある。

下線bは、島津氏が上洛したならば、伊東祐兵（すでに前年〔慶長5年〕の10月に大坂で死去しているが）の「御忠儀」に対する「御褒美」があるだろう、としている。具体的には、島津氏が上洛して家康に従うことが確定したならば、伊東祐兵の家康に対する関ヶ原の戦い以前からの「御忠儀」に対して、家康が「御褒美」（所領の加増や安堵などか？）を与える、ということなのであろう。

しかし、島津忠恒が上洛して「伏見城に登城し、徳川家康に拝謁して本領安堵の御礼を言上」⁽⁷¹⁾したのは慶長7年12月28日であり、「これにより、よろやく関ヶ原の戦いの和睦が正式に成立した」⁽⁷²⁾。下線cは、伊東祐慶の上坂、或いは上洛（このことは伊東祐慶が家康に拝謁することを意味している）については、黒田孝高と井伊直政が相談してから指図するので、国許（日向国飫肥）にいるように、としている。

このことは伊東祐慶の上坂、或いは上洛の時期について、黒田孝高が井伊直政を通して家康の意向を伺っている、

ということになるが、そうした内容の伊直政宛黒田孝高書状は伝存しないので、この点は疑義がある。

下線 d は、伊東家側から島津家方へ（戦いを）仕掛けることをしてはならない、と指示している、そして、島津家方から（戦いを）仕掛けて、伊東祐慶がそれを打ち退けた⁽⁷³⁾ ならば、（家康、或いは、豊臣公儀が）「御沙汰」⁽⁷⁴⁾ をしないわけにはいかない、としている。

このことは、慶長6年2月の時点で、伊東家が島津家側と戦うことを黒田孝高が禁じたことを意味するが、この点も黒田孝高が他大名である伊東家の軍事指揮権を掌握している、という奇妙な話になる。

5. 「(慶長6年)卯月4日付伊那掃部宛黒田孝高書状写」について

「(慶長6年)卯月4日付伊那掃部宛黒田孝高書状写」⁽⁷⁵⁾ について、以下、黒田孝高書状写Eと略称する。

[黒田孝高書状写E]

a 左京殿ヨリ遠路預御使者祝着申候、 b 仍宮崎之儀佐土原一着之間御『番被』仰付候事井兵御取成候而、先以可然儀候、往々者相違可申候、 c 何モ於日向左京殿御加増参候様ニ随分御取成可申上候、 d 嶋津御侘言申候得
ハ明所可有之候、 e 将又豊後殿御忠儀^(ママ)（忠義カ）之成一ツ書ヲ以一々申上候、猶追々可申入候、恐々謹言

卯月四日

如水

f 伊那掃部殿

g 御返報

h 尚々左京殿家来衆心付専一候、 i 於様子者岡田三郎四郎所ヨリ可申候

前掲『日向記』には、この黒田孝高書状写Eの前に次のような本文が記されている⁽⁷⁶⁾。

又執事稲津^(ママ)（伊那カ）掃部助へ賜リシ状ニ云

下線 a からは、伊東祐慶から黒田孝高へ使者を遣わしたことがわかり、下線 g に「御返報」とあることから、黒田孝高書状写Eは、伊東祐慶から黒田孝高へ使者に持たせた書状に対する返信であることがわかる（なお、この時、伊東祐慶から黒田孝高へ使者に持たせた書状については伝存していない点は不可解である）。とすれば、この黒田孝高書状写Eの宛所は「伊那掃部殿」（下線 f）ではなく、黒田孝高書状写Dの宛所と同様に「伊東左京殿」（＝伊東祐慶）とならなければおかしい。黒田孝高書状写Eは内容的には伊東祐慶に対して書かれた内容であり、伊東家重臣の伊那掃部宛の内容ではない。その点は不可解である⁽⁷⁷⁾。

下線 b は、(伊東家の軍勢が攻略した) 宮崎(城) ことについては、佐土原が「一着」した、としている。下線 b の「宮崎之儀佐土原一着之間」という記載は、前掲の黒田孝高書状写Dの下線 a において、全く同じ記載が出ている。

下線 b では、佐土原が「一着」したので、(伊東家の軍勢が攻略した) 宮崎城の在番（「御番」⁽⁷⁸⁾）を伊東祐慶が家臣に命じることを、(黒田孝高を通して) まず伊直政に（家康への）取次を頼むべきである、としている。そして、(伊直政を通して家康への取次が) 遅れると⁽⁷⁹⁾ 「相違」（＝家康に宮崎城の領有が認めてもらえない、

という意味であろう) することになる、としている。

このことは、伊東祐慶が宮崎城に在番を入れることについて、家康の許可を先にとるべきである、と黒田孝高が伊東祐慶に対して指示していることになるが、前掲の黒田孝高書状写Dの下線aの記載内容と明らかに矛盾する。

下線cは、日向国において伊東祐慶が増加されるように、随分と（黒田孝高から井伊直政に）取り成しをするつもりである、としている。

しかし、伊東祐慶が高橋元種方の宮崎城を攻略しても、高橋元種は宮崎城攻略の時点では、家康方になっていたわけであり、宮崎城攻略が伊東祐慶の増分の要因になるとは考えられない。その証左として、伊東祐慶が増分された事実はない。その意味では、下線cの記載内容は不可解である。

下線dは、島津氏が「御佞言」を述べれば、「明所」⁽⁸⁰⁾があるだろう、としている。下線dの意味としては、島津氏が上洛して家康に従うことになれば、島津氏の石高が減らされて島津氏の所領においてけっしょち關所地が出るだろう、という意味になる。この關所地が、下線cで触れた伊東祐慶の増分になるのではないかと、という黒田孝高の見通しを述べたものである。しかし、その後、こうした見通しは実現しなかったため、下線dの記載内容には疑義がある。

下線eは、伊東祐兵の（家康に対する）「御忠儀」について、一つ書きをもって（黒田孝高から）一々申し上げた、としている。

この一つ書きというのが、前掲の黒田孝高書状写Cと考えられる。しかし、黒田孝高書状写Cの宛所の「御奉行中」（黒田孝高書状写Cにおける下線i）の解釈については、上述したように検討が必要である。

なお、下線eにおける「豊後殿御忠儀」という記載は、前掲の黒田孝高書状写Dの下線bにおいて、全く同じ記載が出ている。

下線hは、伊東祐慶が家臣に対して「心付」をするように黒田孝高が指示している。この場合の「心付」の意味は「注意」という意味⁽⁸¹⁾と考えられ、伊東家の家臣が島津家の家臣と交戦しないように、伊東祐慶から家臣に対して注意するように、という指示であろうが、黒田孝高が他大名（伊東家）の交戦権に介入していることになり、その意味で不可解である。

下線iは、（今後の）状況については岡田三郎四郎のところより（伊東祐慶に）申し入れる予定としている。しかし、黒田家の慶長分限帳⁽⁸²⁾に岡田三郎四郎の名前はない。その点は不可解である。ちなみに、宮崎城攻略の際に、黒田孝高から遣わされた検使の宮川伴左衛門尉⁽⁸³⁾についても黒田家の慶長分限帳⁽⁸⁴⁾に名前はない。よって、岡田三郎四郎、宮川伴左衛門尉は伊東家側で偽作された架空の人物である可能性が高い。

6. 「(慶長6年)3月21日付(高橋元種宛)細川忠興書状」について－宮崎城攻略が公戦ではない証左－

伊東家の軍勢が宮崎城を攻略したのは慶長5年10月1日であるが⁽⁸⁵⁾、その翌年3月の高橋元種（伊東家の攻略前に宮崎城を領有していた）に関する「(慶長6年)3月21日付(高橋元種宛)細川忠興書状」⁽⁸⁶⁾があるので、以下に引用する（以下、細川忠興書状と略称する）。

f 猶々内府様・中納言様、明後廿三御上洛候事候、伏見ニ可被成御在城と之儀候、g 中納言様者伏見の直
ニ関東へ当月中御下向にて、榊式も御伴参候、h 景勝儀者御侘言相済罷上候由風聞、実正者知不申候、此
外相替儀無之候、以上

態々申入候処、吉五右わさと人を下申由候而令啓候、a 拙者義去十日ニ令出京、同十七日大坂令着候、b 宮
崎之儀様々出入御座候処ニ、榊式太不大形被入精、御前又被申返御理運罷成候、様子者吉五右・狩太郎右兩
人ノ可被申候条不具候、c 御外聞実儀珍重不得申儀ニ候、d 急度榊式へ御礼被仰可然存候、近日関東へ被罷
下候、其御心得可被成候、e 我等義隙明次第ここともと下国候間、猶其刻可申述候、恐々謹言

三月廿一日

□ (花押)

この細川忠興書状には宛所の記載がないが、「切封ウハ書」に「羽越中」(＝羽柴越中守＝細川忠興)、「高右近
様 御宿所」(＝高橋右近大夫＝高橋元種)と記されているので⁽⁸⁷⁾、細川忠興が高橋元種に対して出した書状で
あることがわかる。

下線 a は、細川忠興が3月10日に上京して、3月17日に大坂へ着いた、としている。細川家の関係史料である『綿
考輯録』⁽⁸⁸⁾によると、慶長6年3月3日に上京のため中津(豊前国)を出船して、3月17日に大坂の御館に入り、
3月19日に家康に御目見をした、としているので、この細川忠興書状は慶長6年のものであることがわかる。

下線 f には、家康と秀忠が3月23日に上洛して伏見城に在城する予定である、としている。慶長6年3月23
日に家康は大坂から伏見に移ったので⁽⁸⁹⁾、この点からも、この細川忠興書状が慶長6年のものであることがわかる。

下線 b は、「宮崎之儀」について、いろいろと「出入」があったが、榊原康政が非常に尽力して⁽⁹⁰⁾「御前」にお
いて申し返して、(高橋元種の)「御理運」がなった、としている。

「宮崎之儀」とは、前年(慶長5年)10月に伊東家の軍勢が攻略した宮崎城のことを指していると考えられる。
その件について「様々出入」つまり、いろいろと争いがあった、としている⁽⁹¹⁾。

この場合の争いというのは、宮崎城の領有権をめぐる、伊東家の攻略前に領有していた高橋元種と攻略後に
領有して実効支配していた伊東祐慶との間の争いを指すことは明らかである。

その件に関して、榊原康政が非常に尽力した、としている。「御前」というのが、豊臣秀頼の「御前」であるの
か、家康の「御前」であるのか、が問題である。上述したように、家康は3月23日に大坂から伏見に移ったので、
この細川忠興書状の日付である3月21日の時点では、大坂にいたことは明らかである。

榊原康政は徳川家の重臣であるので、家康の「御前」ということも考えられる。しかし、『日向記』⁽⁹²⁾には「宮
崎城ハ去ヌル慶長五年十月朔日ニ攻取り、十一ヶ月ニ及ヒ当家(引用者注：伊東家)ニ相拘ノ所ニ、高橋へ可相
返上意ノ旨、片桐市正使者ヲ被差下間、(中略)依之高橋ニ返シ畢、慶長六年八月肥田木図書・平川分右衛門・矢
野侃世城ヲ相渡シテ去年以来ノ軍勞皆徒ニ成「ニ」ケリ」(下線引用者)という記載があり、宮崎城を高橋家方へ
返すべき旨の「上意」(＝豊臣秀頼の上意)は、片桐且元(豊臣秀頼の重臣)が使者を(伊東家へ)差し下した、
としているので、豊臣秀頼の「御前」と考えるべきであろう⁽⁹³⁾。

ただし、上述したように、3月21日の時点で家康は大坂にいたので、大坂城における豊臣秀吉の「御前」に家
康も同席していて、その場において榊原康政が、宮崎城の返還(つまり、伊東祐慶による宮崎城の実効支配の無効化)

の正統性について意見を申し述べた可能性が高い。

下線bにおける「理運」の意味について、『日本国語大辞典(第二版)』⁽⁹⁴⁾には「道理にかなっていること。特に、裁判で勝訴するに足る法的根拠をもつこと。」とあるので、伊東家からの宮崎城の返還について高橋元種の言い分が全面的に認められた、ということになる。

下線bにおける「申返」の意味について、『日本国語大辞典(第二版)』⁽⁹⁵⁾には「「言い返す」の謙讓語」であり、「相手の意見に反対を申しあげる」とある。この場合、具体的に何について申し返したのかはよくわからないが、宮崎城の領有権を主張する伊東家の言い分に対して反論した、という意味かもしれない。

下線bの出来事が、この細川忠興書状の日付である3月21日におこったのかどうかはわからないが、下線bの書き方からすると、3月21日、或いは、その数日前におこったように思われる。

下線eでは、細川忠興が「隙明次第」に大坂から下国予定であるので、その時に(この件について詳しく)申し述べるつもりである、としている⁽⁹⁶⁾。

この記載からすると、この細川忠興書状の日付である3月21日の時点では、高橋元種は在国(日向国^{あがた}県)としていたと考えられ、大坂にいた細川忠興が在国していた高橋元種に対して「宮崎之儀」が決着したことについて急報した、ということになる。

下線cでは「御外聞実儀」が「珍重」であるのは言うまでもない、としている。『日葡辞書』によれ⁽⁹⁷⁾ば「グワイブンジギトモニヨイ(外聞実儀共に良い)」とは「名誉も利益も共に得ることに成功する」という意味であるので、宮崎城の返還が決まって、高橋元種の名誉が保たれたということになる。

下線dは、榊原康政は近日、関東へ下るので、(この件で尽力してくれた)榊原康政へすぐに御礼を申し上げるべきである⁽⁹⁸⁾、としている。

下線gは、3月中には秀忠が伏見から関東へ下向予定であり、榊原康政もその御供として下向する、としている。しかし、秀忠が江戸下向のため伏見を発ったのは4月10日であった⁽⁹⁹⁾。

この細川忠興書状は(慶長6年)3月21日付であるから、日付的には前掲の黒田孝高書状写D(2月20日付)と黒田孝高書状写E(卯月4日付)の間の時期にあたる。その点を考慮すると、この細川忠興書状にあるように、3月21日の時点で、宮崎城の返還(=伊東祐慶による宮崎城の実効支配の無効化)について高橋元種の言い分が全面的に認められたにもかかわらず、翌月の卯月4日付の黒田孝高書状写Eにおいて、伊東祐慶が宮崎城に在番を入れることについて、井伊直政に(家康への)取次を頼むべきである、と黒田孝高が伊東祐慶に対して指示していることは、明らかに矛盾している。

この細川忠興書状は写ではなく原文書であることから内容の信憑性が高いと言える。それに対して、黒田孝高書状写Eは原文書が存在せず、写しか存在しない。この点を考慮すると、黒田孝高書状写Eが伊東家側で偽作された可能性が高いと考えられる。

『光成一天下人』⁽¹⁰⁰⁾では、この細川忠興書状を引用はしていないが、「日向高橋氏が長岡(細川)忠興や徳川氏重臣榊原康政を通じて宮崎城返還を要望したため、慶長六年(一六〇一)、宮崎城は高橋氏へ返還された。私戦とみなされ、戦功とはされなかったのである。」(下線引用者)と指摘されている。

この記載は、明らかに細川忠興書状の内容をもとに考察されたものと思われるが、「私戦とみなされ、戦功とは

されなかった」というよりは、家康から「私戦」と見なされ、「公戦」とは見なされなかった、と解釈すべきであろう。

つまり、伊東家が家康方として参戦し、家康のために宮崎城を攻略した＝公戦であるということが家康に認定されなかったことになる。よって、伊東家は自家のために宮崎城を攻略した＝私戦であったから、高橋元種の言いが全面的に認められた、という結果になったのである。

こうした結果を勘案すると、一連の黒田孝高書状A～Eというのは、その信憑性がかなり疑わしくなってくるのである。

中野論文では、「「関ヶ原」の九州局地戦を軍事的にみれば、如水や加藤清正が指揮する軍勢が九州全土をほぼ席卷するような展開であった」ものの「結果的に、戦前の約束も一連の要求も、いっさい無視された」という結果に終わった⁽¹⁰¹⁾。

これは、黒田孝高（加藤清正も同様）の九州での軍事行動が家康によって、公戦（家康のために九州で軍事行動をおこした）とは見なされず、自家のためにおこなった私戦であると見なされたことに起因している。

こうした家康との関係にあった黒田孝高に、関ヶ原の戦い後、伊東家のために宮崎城領有に関して家康サイドに取り成しをおこない便宜をはかる余裕があった、とは考えられないのである。その点でも、一連の黒田孝高書状A～Eというのは、その信憑性がかなり疑わしくなってくるのである⁽¹⁰²⁾。

7. 「(慶長5年)10月19日付小杉丹後守宛長倉兵國書状」について

『光成一九州』⁽¹⁰³⁾では、「宮崎城の戦いに関する同時代史料「島津家文書」に、次のような文書がある。日付は十月十九日。伊東氏の家臣長倉三郎兵衛尉兵国たかくにから、島津氏一門北郷家ほんごうの家老とされる小杉丹後守へ宛てたものである。」としたうえで、「(慶長5年)10月19日付小杉丹後守宛長倉兵國書状」(「島津家文書」、東京大学史料編纂所蔵)の写真を掲載して、その現代語訳を載せている。

そこで、本稿では「(慶長5年)10月19日付小杉丹後守宛長倉兵國書状」(以下、長倉兵國書状と略称する)について、『旧記雑録後編三』⁽¹⁰⁴⁾から以下に引用する。この長倉兵國書状は、伊東家の軍勢による宮崎城攻略(10月1日)の18日後に出されたものである。

其許御本復之後、依無題目不申通候、a 仍上方御弓箭、内府様被任御存分ニ付、豊後守對 殿下、一稜可致忠儀内證ニて、宮崎表へ行仕候、然者嶋津殿御事、内府様御遺恨不殘之由相聞え候、貴家之御事、彼御方へ無別儀御座候事、連々爲存前二候へ共、b 乍去ケ様ニ大錯亂之砌者、自他致才覚、其家之ためニ成事、世上在之儀候間、自然 殿下ニ被企御忠儀候者、諸事申承度候、近比何敷申儀ニ候へ共、隣方之儀ニ候間令啓候、恐惶謹言、

長倉三郎兵衛尉

十月十九日

兵國(花押)

小杉丹後守殿

御宿所

下線 a は、関ヶ原の戦い(「上方御弓箭」⁽¹⁰⁵⁾)について、家康(「内府様」)が勝利したので、伊東祐兵(「豊後守」⁽¹⁰⁶⁾)は「殿下」に対して、目だって⁽¹⁰⁷⁾ 忠義をおこなう内心にて⁽¹⁰⁸⁾、宮崎方面への軍事行動をおこなった、としている。つまり、伊東家の軍勢による宮崎方面への軍事行動は、「殿下」に対する忠義のため、と説明しているのであるが、問題はこの「殿下」が誰を指すのか、という点である。

下線 a において、「内府様」(=家康)と「殿下」を書き分けている、ということは、「内府様」と「殿下」が同一人物を指していないことになる。

「テंगा(殿下)」とは『日葡辞書』⁽¹⁰⁹⁾によれば「関白(Quambacu)の官位」という意味であるので、当時、関白には就任していないものの、豊臣秀吉(関白)の後継者である豊臣秀頼を指すと考えるべきであろう⁽¹¹⁰⁾。

とすると、伊東家の軍勢による宮崎方面への軍事行動は、家康のためではなく、秀頼への忠義(=奉公⁽¹¹¹⁾)のためにおこなった、ということになる。

この説明は、一見すると詭弁のように見えるが、家康の天下になった、とは書かれていない点がポイントであり、「内府様」(=家康)と「殿下」(=秀頼)を対置している点に注意する必要がある。

つまり、家康の関ヶ原における勝利→豊臣秀頼(家康が秀頼を後見)による新たな豊臣公儀による国内支配が固まる→家康(秀頼の後見)に敵対した高橋元種(関ヶ原の戦い後、大垣城内において家康方に寝返ったが)が領有する宮崎城への攻撃→豊臣秀頼への奉公(忠義)になる、という理屈なのであろう。

この理屈によれば、伊東家による宮崎城攻略は公戦(=秀頼への奉公[忠義])ということになるが、これはあくまで、伊東家から他家(北郷家)に対しての建前上(表向き)の理屈(説明)と受け取るべきであろう⁽¹¹²⁾。

下線 a について、『光成一九州』⁽¹¹³⁾では、「上方での戦闘について、家康様が勝利されたので、祐兵は家康様に対して忠儀を示そうと考え、宮崎城を攻撃しました」(下線引用者)と現代語訳をして「関ヶ原で東軍が勝利したことをうけて、伊東氏は家康への忠誠を示すために西軍方の高橋氏領へ侵攻したことになる」(下線引用者)と説明しているが、上述したように、下線 a における「殿下」=家康とは解釈できないので、家康に対する忠義から伊東家の軍勢が宮崎城を攻撃した、という『光成一九州』での解釈や説明は、上記の私見とは異なることを指摘しておきたい。

下線 b は、このような大戦乱⁽¹¹⁴⁾の時には、自他共に才覚をしてその家のためになすことが世上(必要)であるので、もし「殿下」(=秀頼)に対して(北郷家が)御忠義(=奉公)をしたいのであれば、諸事について承りたい、としている。

ここで注目されるのは、北郷家に対して、秀頼への取り成しを伊東家がおこなうことができる、としている点である⁽¹¹⁵⁾。

上述した黒田孝高書状写にあるように、伊東家は家康に対して黒田孝高の取り成しが必要であった、という解釈(伊東家が家康に対して黒田孝高の取り成しが必要であったとすると、秀頼に対してはさらに高いレベルの取り成しが必要ということになる)とは全く異なるのである。

『光成一九州』⁽¹¹⁶⁾では、「十月十九日付け長倉兵国書状には、如水の助言に従って行動していることをうかがわせる文言はない。如水との連携が皆無であったと断定することはできないが、伊東氏の宮崎城攻撃は、如水の指示どおりに動いたものではなく、家を守るための自主的な判断であった蓋然性が高い。」(下線引用者)という重

要な指摘がされている。

確かに、上述した黒田孝高書状写が偽作されたものでなかったとすると、長倉兵国書状に黒田孝高のこと（具体的には、黒田孝高の伊東家に対する指南や指示に該当する文言）が全く出てこないのは不自然である。しかし、黒田孝高書状写は写しか存在せず、長倉兵国書状は原文書が存在しているので、長倉兵国書状の方が信憑性は高いことになる。

よって、長倉兵国書状の内容は、上述した黒田孝高書状写が伊東家によって偽作されたものである可能性を高めるものとなる。

なお、『光成一九州』⁽¹¹⁷⁾では、「(慶長5年)10月13日付加藤重次宛加藤清正書状」(熊本県立美術館寄託⁽¹¹⁸⁾)における「伊藤所へハ、其方心得之やうに、彼年寄共かたへの返事ニ、何とそあらため候て御入魂之御ことハリ無之候ハ、とりなしを申事も難成候由可申遣候」(下線引用者)について、「伊東氏に対しては、おまえの考えのとおり、伊東氏の年寄衆への返事に、和解してほしいという再度の嘆願がなければ、家康に対してとりなしをおこなうことも難しいと伝えてくれ」(下線引用者)と現代語訳をしている。

しかし、原文には「家康に対して」にあたる文言はないことと、この前後の文脈を考慮すると、この「とりなし」は家康に対しての取り成しではなく、加藤清正に対しての(加藤重次による)取り成し、と考えるべきであろう。

おわりに

以上のように考察すると、黒田孝高書状写A～Eは、内容的に伊東家にとって出来すぎた文書であることがわかる。

伊東家軍勢による宮崎城攻略が私戦なのか公戦なのか、という問題は、これまでの研究史で検討されてこなかったが、黒田孝高書状写A～Eだけが公戦であることの証明材料(証左)になっている点には注意する必要がある⁽¹¹⁹⁾。この点が黒田孝高書状写A～Eの歴史的意義と言えるわけであるが、これが伊東家側によって偽作されたものであるとすると、宮崎城攻略は「公戦に偽装された私戦」(偽装の証拠は黒田孝高書状写A～Eしかない)ということになる。

こうした「公戦に偽装された私戦」が可能であった時代背景として、当時が大錯亂の時(「大錯亂之勅」、前掲の長倉兵国書状⁽¹²⁰⁾)であったことによるのであり、このことは、関ヶ原の戦い(本戦)後も国内の争乱状態は続いていた、ということを示している。

『光成一九州』⁽¹²¹⁾では、この黒田孝高書状写A～Eについて「いずれも正文を確認することはできず、如水の働きを誇張するために偽作された可能性も否定できない」と指摘されているが、偽作されたものであるとすると「如水の働きを誇張するため」ではなく、伊東家側の軍事行動(宮崎城攻略)を正統化するために伊東家側で偽作したと考えるべきであろう。

黒田孝高書状写A(下線a)で宮崎城を(狙って)攻撃するように指示し、黒田孝高書状写D(下線a)で、伊東家が攻略した宮崎城の領有を保証し、黒田孝高書状写E(下線b)で、伊東家による宮崎城の在番を指示する、というように、黒田孝高による至れり尽くせりの配慮が読み取れる点は不可解という印象を受ける。

要するに、伊東家による宮崎城攻略は、地勢学上、真っ先に攻略すべき城が宮崎城であったことに起因しており、宮崎城の城主が高橋家であれ島津家であれ、城主が家康方かそうでないかは関係なかったと思われる。

『新名—島津』⁽¹²²⁾では、当時の伊東家の動向について「伊東家の場合、この混乱に乗じて宮崎平野を制圧する意図があったともいい、(中略)天正五年(一五七七)、島津義久の軍事侵攻をうけて出奔するまで、山東とよばれた宮崎平野全域が伊東祐兵の父義祐の勢力圏であった。その所領回復を図ろうとしていたともいう。」(下線引用者)と指摘されている。

つまり、伊東家にとって「宮崎平野を制圧する」ためには、宮崎城は真っ先に攻略すべき城であったということになろう。

『光成—天下人』⁽¹²³⁾では、「東軍勝利の情報に接した伊東氏が、日向高橋氏の寝返りを知らずに西軍であると誤認して攻撃したと推測され、伊東氏の行動は、隣接する西軍荷担大名領を攻撃することによって、西軍荷担による改易の危機から脱することを目的としていたと考えられる。また、宮崎城は戦国期伊東氏の重要拠点の一つであり、混乱に乗じて旧領回復を図ったと評価できる。」(下線引用者)と指摘されている⁽¹²⁴⁾。

この『光成—天下人』における指摘であるが、伊東家が、「旧領回復」を第一の目的としたため、むしろ意図的に「西軍であると誤認して攻撃」したと推測すべきではないだろうか。

『光成—九州』⁽¹²⁵⁾では、「10月19日付小杉丹後守宛長倉兵国書状」に「如水の助言に従って行動していることをうかがわせる文言はない。(中略)伊東氏の宮崎城攻撃は、如水の指示どおりに動いたものではなく、家を守るための自主的な判断であった蓋然性が高い。」(下線引用者)と指摘されている。

「伊東氏の宮崎城攻撃は、如水の指示どおりに動いたものではなく」という点には同意するが、「家を守るため」というよりは、宮崎平野の制圧という旧領回復のためには、まず攻撃目標の城を切り取るという戦国時代的論理の復活(=私戦の復活)によるものと理解すべきであろう。

本稿では、黒田孝高書状写A～Eについて史料批判をおこなってきたが、そもそも論でいうと、上述したように黒田孝高書状写A、B、Eの宛所の記載が「稲津掃部殿」ではなく「伊那掃部殿」になっている点に疑念を持つべきであろう。稲津重政(掃部助)が伊東家にとって逆臣であったために、「稲津」と記載せず「伊那」と伊東家側で意図的に記載したであろうことは容易に推察できる。

これまでの通説的理解では、黒田孝高書状写A～Eについて真正の文書の写という前提で検討されてきたが、史料批判という意味で、『光成—九州』で指摘された偽作説についても今後は考慮すべきであろう。

伊東家の軍勢による宮崎城攻略は、上述したように「公戦に偽装された私戦」であることから、マクロ的に見れば、その歴史的意義については、私戦の復活⁽¹²⁶⁾を意味するものである。

全国的に見て、他の事例では、伊達政宗が上杉領内の白石城を攻略した事例が有名であるが、この事例は慶長5年7月であり、関ヶ原の戦い(本戦)より前の時期におこなわれたものである。それに対して伊東家の軍勢による宮崎城攻略は、慶長5年9月晦日(9月30日)～10月1日におこなわれたものであり、関ヶ原の戦い(本戦)よりあとの時期になる。

私戦の復活(=切り取り次第)という意味では、攻略した城を占拠・領有するのは当然であり、事実伊達氏の場合、白石城を江戸時代を通して領有している⁽¹²⁷⁾。その意味では、伊東家が自力で攻略した宮崎城について⁽¹²⁸⁾、上述

したように、慶長6年8月に豊臣公儀の命によって返還するまで、領有し続けたのは当然であって⁽¹²⁹⁾、こうした意識が伊東家側にあったことこそ、関ヶ原の戦い(本戦)よりあとの時期であっても国内の戦乱状態が継続する中で、私戦の復活がなされたことの証左と言えよう。

[註]

- (1) 『国史大辞典』11巻(吉川弘文館、1990年、1005頁、「日向記」の項、執筆は五味克夫氏)。
- (2) 『宮崎県史』通史編、中世(宮崎県、1998年、1198頁)。
- (3) 本稿では、『日向記』〈宮崎県史叢書〉(宮崎県、1999年、卜翁本)から引用する。
- (4) 前掲『日向記』(386頁)。黒田孝高は黒田如水と表記されることが多いが、本稿では黒田孝高と表記する。
- (5) 前掲『日向記』(386～387頁)。
- (6) 前掲『日向記』(404～405頁)。
- (7) 前掲『日向記』(407～408頁)。
- (8) 前掲『日向記』(408頁)。
- (9) 光成準治『九州の関ヶ原』(戎光祥出版株式会社、2019年、40～41頁)。前掲・光成準治『九州の関ヶ原』については、刊行時に光成氏から御恵送いただいたことに感謝する次第である。
- (10) 中野等「関ヶ原合戦と黒田如水」(『日本歴史』883号、2021年12月号、2021年、吉川弘文館)。中野論文では「黒田家臣団の主力は長政とともに「会津征伐」に従っており、国元の黒田勢はきわめて手薄であった。そうした欠を埋めるため、如水は新規召し抱えを進めて軍事力の再構築を進めている。」と指摘していて、黒田孝高の九州での軍事力編成について従来の通説的解釈を踏襲している。しかし、中野等『文禄・慶長の役』(吉川弘文館、2008年、33、193頁)によれば、黒田家(黒田長政)の軍役人数は、文禄の役では5000人(史料的根拠は『小早川家文書』501号文書など)、慶長の役でも5000人(史料的根拠は『島津家文書』402、403号文書など)である。それに対して、黒田長政が会津討伐に引き連れた兵力数は1300人(拙著『新解釈関ヶ原合戦の真実—脚色された天下分け目の戦い—』、宮帯出版社、2014年、115頁、史料的根拠は「岡文書」)であるから、黒田家の兵力数として残りの3700人は国許(豊前国中津)に残っていたことになる。よって、黒田長政は「黒田家臣団の主力」の兵力数を率いて会津征伐に向かったわけではなく、「国元の黒田勢はきわめて手薄」ではなく、国許の兵力数の方が多かったことになるので、黒田孝高は「新規召し抱えを進め」る必要はなかったことになる。中野論文では「8月25日付黒田長政宛井伊直政書状」における「殊御人数数多御抱被成」を「井伊直政は如水が領国での新規召し抱えを諒解し」と解釈しているが、この井伊直政書状には「新規」とは記されていないことと、この場合の「御抱」は「召し抱える」という意味ではなく「(兵力数を)保持する(=有する)」という意味(『日本国語大辞典(第二版)』3巻[小学館、2001年、339頁]によれば、「抱える(かかえる)」には「召しかかえる」という意味のほか「ものを所有したり支配したりする。維持する。」という意味がある)にとらえられることから、この箇所は「黒田孝高が兵力数を多く保持して(=有して)」と解釈すべきであろう。また、中野論文で

『日向記』記載の黒田孝高書状写について—伊東家軍勢による宮崎城攻略は私戦なのか公戦なのか— (白峰)

は「8月1日付(吉川広家宛)黒田孝高自筆書状」(『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉、950号文書)について「如水としては、輝元が主体的に秀頼を支えることが重要と考えており、上杉の案件が片付いて家康が上方に戻れば、そこで輝元も役割を終えることになると考えているようである。」(下線引用者)と解釈している。しかし、8月1日の時点では、すでに三奉行(徳善院玄以、増田長盛、長束正家)が「内府ちかひの条々」を出して家康を弾劾し、豊臣公儀から政治的に家康を放逐しているため、「上杉の案件」が片付けば平和裡に「家康が上方に戻れ」という想定はできない(つまり、家康は上杉討伐を中止〔延期〕しても豊臣公儀と戦って決着を付けない限り上方には戻れない)、と考えられる。

- (11) 黒田孝高書状写について、中野論文では『日向記』ではなく、「能勢叢記」(長野誠編著『福岡啓藩志』〔福岡県立図書館所蔵・福岡県史資料編纂資料本〕所収史料)から引用している。
- (12) 林千寿「慶長五年の戦争と戦後領国体制の創出」(熊本大学学術リポジトリ [https://docsplayer.net/111585202])。最終閲覧日:2022年3月1日。
- (13) 前掲・光成準治『九州の関ヶ原』(37、38頁)。
- (14) 「(慶長5年)7月19日付伊東祐兵宛徳川家康書状写」(中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、1959年、512頁)。
- (15) この点は、光成準治『天下人の誕生と戦国の終焉』(吉川弘文館、2020年、124頁)でも同様の指摘がされている。前掲・光成準治『天下人の誕生と戦国の終焉』については、刊行時に光成氏から御恵送いただいたことに感謝する次第である。
- (16) 「(慶長5年)10月2日付伊東祐兵宛徳川家康書状写」(前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、763頁)。
- (17) 前掲・光成準治『天下人の誕生と戦国の終焉』(124頁)。この点は、前掲・光成準治『九州の関ヶ原』(39頁)でも同様の指摘がされている。
- (18) 拙稿「慶長5年の九州における黒田如水・加藤清正の軍事行動(攻城戦と城受け取り)について—関ヶ原の戦いに関する私戦復活の事例研究(その2)—」(『史学論叢』41号、別府大学史学研究会、2011年)。
- (19) 新名一仁『「不屈の両殿」島津義久・義弘—関ヶ原後も生き抜いた才智と武勇』(株式会社KADOKAWA、2021年)。
- (20) 『清武町史』通史編上巻(清武町合併特別区編集・発行、2014年、208頁)。
- (21) 前掲『清武町史』通史編上巻(204～211頁)。
- (22) 「(慶長5年)9月28日付伊那掃部・長倉三郎兵衛・伊那因幡宛黒田孝高書状写」(前掲『日向記』、386～387頁)。前掲『日向記』の凡例によれば、「平部嶺南所蔵と伝えられる「卜翁本」(宮崎県立図書館架蔵)を底本とし鹿児島県立図書館所蔵本で補ったもの」であり、「鹿児島県立図書館所蔵本で補った部分には「」を付し、摩滅・虫損・欠損によって判読できない部分を補った箇所には『』を付した。」としている。よって、以下の5通の黒田孝高書状写の引用箇所における「」と『』はそのような意味である。
- (23) 前掲『日向記』(386頁)。
- (24) 『光成一九州』(42頁)。

- (25) この「両戦闘」が何を指すのか、『光成一九州』での前後の文脈では具体的な言及はないが、関ヶ原の戦いと大垣城における高橋氏らの東軍への寝返り、を指すのであろうか。しかし、次の記載で、関ヶ原における戦闘の情報が九州へ到達したのは9月28日としているので、この「両戦闘」が何を指すのか意味不明である。
- (26) 「テヅカイ (手遣ひ)」とは「敵などに攻めかかること、あるいは、討ち入ること」という意味である(土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』、岩波書店、1980年、650頁)。「手遣ひをする」とは「敵に対して出撃する、あるいは、敵軍へ攻撃をかける、または、城などへ攻めかける」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、639頁)。
- (27) 「チャップニ (丈夫に)」とは「強固に」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、318頁)。「城を丈夫に持つ」とは「城を頑強に堅固に維持する」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、318頁)。
- (28) 「リウン (利運)」とは「勝利、戦勝」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、537頁)。
- (29) 相田文三「徳川家康の居所と行動(天正10年6月以降)」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成(第2版)』、思文閣出版、2017年、121頁)。
- (30) 「(慶長5年)9月16日付藤堂高虎宛黒田孝高書状写」(上野市古文献刊行会編『高山公実録』上巻、清文堂出版、1998年、177～178頁)。
- (31) 「タイメイ (大名)」とは「(大きな名) 土地を支配しているとか、vreadores のようなある職務に任じているとかする大身の主君や貴人」(下線引用者) という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、604頁)。よって、この場合の「大名」とは「より知行高を増やす」という意味に解釈することもできるが、「大名」という語の使い方に疑問が残る。
- (32) 東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース (<https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>)。最終閲覧日：2022年3月1日。
- (33) 中野論文において引用されている黒田孝高書状写Aは、「如水軒」の記載の次に改行して「圓清花押」(「圓清花押」は月日の下に記載) と記されている。この違いは、中野論文における引用史料(黒田孝高書状写A)の典拠が『日向記』ではなく、「能勢叢記」(長野誠編著『福岡啓藩志』、福岡県立図書館所蔵・福岡県史資料編纂室資料本)であることに起因している。「福岡啓藩志援引書目」(『福岡県史資料』第二輯、福岡縣、1933年、6頁)によれば、「能勢叢記又御用記」の著者は「能勢頼庸」である。「能勢叢記又御用記」などの史料群について、「福岡啓藩志援引書目」には「右は秘書家乗を叢めしるせし書にて、引用すること最多し。」と記されている。「能勢叢記」の史料性格については、これ以上はわからないが、能勢頼庸は、江戸時代中期(寛保元年9月朔日従五位下因幡守に叙任し、延享4年9月25日大目付になり、宝暦6年2月23日死去)の幕臣(旗本)である(『新訂寛政重修諸家譜』第5、続群書類従完成会、1964年、114頁)。ちなみに、能勢頼庸は、『校訂黒田年譜』の著者(佐野利貞と共著)でもある(前掲「福岡啓藩志援引書目」、前掲『福岡県史資料』第二輯、5頁)。
- (34) 前掲『日向記』(387頁)。
- (35) 前掲『清武町史』通史編上巻(214頁)、『清武町史』資料編1、通史編関係資料(清武町合併特例区編集・

『日向記』記載の黒田孝高書状について－伊東家軍勢による宮崎城攻略は私戦なのか公戦なのか－（白峰）
発行、2015年、114頁）では、「稲津の変」という名称を使用している。

- (36) 稲津の乱に関する一次史料としては、「(慶長7年カ)10月15日付山田宗昌宛伊東祐慶書状」(前掲『清武町史』資料編1、通史編関係資料、116～117頁)がある。この伊東祐慶書状では「此度掃部成敗申付(「候」脱カ) 処ニ、其方事一方ニ奉公被申候、一段祝着ニ候」と記されていて、稲津の乱は、伊東祐慶が稲津重政を「成敗」したものであることがわかる。
- (37) 前掲『日向記』(386頁)。
- (38) 前掲『日向記』(385頁)。
- (39) 前掲『邦訳日葡辞書』(642頁)。
- (40) 『日本国語大辞典(第二版)』9巻(小学館、2001年、619頁、「手切(てぎれ)」の項)。
- (41) 前掲『邦訳日葡辞書』(508頁)。「国を切り取る」は「ある国を征服する」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、508頁)。
- (42) 前掲『邦訳日葡辞書』(778頁)。
- (43) 『新訂寛政重修諸家譜』第14(続群書類従完成会、1965年、245頁)。
- (44) この戦いの詳しい内容については、中西豪・白峰旬『最新研究 江上八院の戦い』(日本史料研究会、2019年)を参照されたい。
- (45) 『旧記雑録後編三』〈鹿児島県史料〉(鹿児島県、1983年、599頁)には『日向記』からの引用として黒田孝高書状写Bが記載されているが、下線fの「和泉」について「出水」と記されている。また、「十月十九日」の記載の下に「如水圓清」(「如水軒圓清」という記載ではない)と記されている。
- (46) 『新名一島津』(355頁)。
- (47) 前掲『邦訳日葡辞書』(338頁)。
- (48) 『新名一島津』(339頁)。
- (49) 前掲『日向記』(407～408頁)。
- (50) 前掲『日向記』(406頁)。
- (51) 拙著『新「関ヶ原合戦」論－一定説を覆す史上最大の戦いの真実』(新人物往来社、2011年、99～100頁)。
- (52) 「8月1日付吉川広家宛黒田孝高書状」(『吉川家文書之二』〈大日本古文書〉、東京帝国大学編纂・発行、1926年)。
- (53) 伊東祐兵の石高は5万7000石余(日向国宮崎郡)である(『寛永諸家系図伝』第9、続群書類従完成会、1986年、263頁)。
- (54) 「トリマキ、ク、イタ(取り巻き、く、いた)」とは「軍勢をもって取り囲む」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、667頁)。「城を取り巻く」とは「城を包囲する」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、667頁)。
- (55) 石垣原いしがきばら(現・大分県別府市)の戦いを指す。
- (56) 「カケイリ、ル、ツタ(駆け入り、る、つた)」とは「馬に乗った者や騎馬隊などが、ある場所とか軍陣の中とかへ向かって走り入る」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、94頁)。

- (57) 「(慶長5年)9月16日付藤堂高虎宛黒田孝高書状写」(前掲『高山公実録』上巻、177～178頁)。
- (58) 「ヨゼメ(夜攻め)」とは「夜、城などを攻めること」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、826頁)。
- (59) 「城を取る、または、切り取る」とは「武力をもって城を占領する」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、778頁)。
- (60) 東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース (<https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>)。最終閲覧日:2022年3月1日。
- (61) 「(慶長5年)9月16日付藤堂高虎宛黒田孝高書状写」(前掲『高山公実録』上巻、177～178頁)。
- (62) 前掲『日向記』(404～405頁)。
- (63) 前掲『日向記』(404頁)。
- (64) 前掲『邦訳日葡辞書』(325頁)。
- (65) 『光成一九州』(43～44頁)。
- (66) 『新名一島津』(349頁)。
- (67) 『新名一島津』(367頁)。
- (68) 前掲『日向記』(410頁)。
- (69) 前掲『清武町史』通史編上巻(212頁)には「この間、伊東氏は清武城や宮崎城を拠点に、高岡(宮崎市)や佐土原(宮崎市)の島津兵と、慶長六年五月七日まで衝突を繰り返しており、島津氏を牽制する体制を維持していた」と記されている。
- (70) 『日本歴史地名大系』46巻〈宮崎県の地名〉(平凡社、1997年、328頁、「佐土原城跡」の項)。
- (71) 『新名一島津』(384頁)。
- (72) 『新名一島津』(384頁)。島津忠恒の上洛に至るまでの島津家内での紆余曲折(国元の「三殿」である島津義久・島津義弘・島津忠恒の関係とその動向)については、『新名一島津』の第三部第四章「関ヶ原の戦後処理－徳川家康との和平交渉－」に詳しいので参照されたい。
- (73) 「払う(はらう)」には「服従しないものを討ち退ける」(『日本国語大辞典(第二版)』10巻、小学館、2001年、1404頁)という意味がある。
- (74) 「沙汰(さた)」には「政治上の処理。政務のとりさばき。」(『日本国語大辞典(第二版)』6巻、小学館、2001年、79頁)という意味がある。
- (75) 前掲『日向記』(408頁)。
- (76) 前掲『日向記』(408頁)。
- (77) 黒田孝高書状写Eの冒頭に「左京殿ヨリ」(下線a)とあり、伊東祐慶宛の書状であれば「左京殿ヨリ」とは書かないはずであるが、この「左京殿ヨリ」の箇所を削除して考えると、伊東祐慶宛の内容として全く問題はない。
- (78) 「バン(番)」は「見張り」という意味であるので(前掲『邦訳日葡辞書』、48頁)、城の在番には「見張り」という意味も含まれる、と考えることもできる。
- (79) 下線bにおける「往々」を「ゆくゆく」と読むと、「行く行く(ゆくゆく)」には「やがて。将来」という

『日向記』記載の黒田孝高書状について—伊東家軍勢による宮崎城攻略は私戦なのか公戦なのか— (白峰)
意味があるので (新村出編『広辞苑 (第七版)』、岩波書店、2018 年、2995 頁)、下線 b における「往々者」は「遅れる」という意味に解釈できる。

- (80) 「明所」を「あきしょ」と読むと、「アキシヨ (空処)」とは「空いた所、からになった所、あるいは、住む人のいない所」という意味である (前掲『邦訳日葡辞書』、29 頁)。
- (81) 「心付け (こころづけ)」には「注意」という意味がある (前掲『広辞苑 (第七版)』、1046 頁)。
- (82) 「慶長六年正月中津々筑前江御打入之節諸給人分限帳」(『致致雑抄 十六』大塚一夫家文書、福岡地方史研究会編『福岡藩分限帳集成』、海鳥社、1999 年、3～14 頁)。
- (83) 前掲『日向記』(371～372 頁)。前掲『寛永諸家系図伝』第 9 (265 頁) では「宮川半左衛門尉」、前掲『新訂寛政重修諸家譜』第 14 (246 頁) では「宮川平左衛門某」としている。
- (84) 前掲「慶長六年正月中津々筑前江御打入之節諸給人分限帳」。
- (85) 前掲『日向記』(372 頁) に「十月朔日ノ曙ニ攻落シ」と記されている。前掲『清武町史』通史編上巻 (208 頁)。
- (86) 「(慶長 6 年) 3 月 21 日付 (高橋元種宛) 細川忠興書状」(『宮崎県史』史料編、近世 1、宮崎県、1991 年、56～57 頁)。
- (87) 前掲『宮崎県史』史料編、近世 1 (57 頁)。
- (88) 細川護貞監修『綿考輯録』2 巻〈忠興公 (上)〉(出水神社発行、汲古書院製作・発売、1988 年、396 頁)。
- (89) 相田文三「徳川家康の居所と行動(天正 10 年 6 月以降)」(前掲『織豊期主要人物居所集成(第 2 版)』、121 頁)。
- (90) 下線 b における「不大形」について、『日本国語大辞典 (第二版)』2 巻 (小学館、2001 年、907 頁) では「大方 (おおかた) ならず」の意味として「なみたいていでない。非常に。大変に。」としている。
- (91) 下線 b における「出入」について、前掲『日本国語大辞典 (第二版)』9 巻 (580 頁) では「出入 (でいり)」の意味として「もめごと。いざこざ。喧嘩。悶着 (もんちゃく)。争い。ではいり。」としている。
- (92) 前掲『日向記』(414 頁)。
- (93) 前掲『清武町史』通史編上巻 (213 頁) では、「注目されるのは、宮崎城の返還を伊東家に伝えた正使が、徳川氏の家臣ではなく、豊臣秀頼の家老である片桐且元が務めていることである。関ヶ原合戦後まもないころであり、しかも島津氏との講和が成立していないこの時期、家康は豊臣政権の大老としての地位をもって、豊臣家の家老片桐氏を介して、豊臣系大名である伊東氏に宮崎城の返還を命じたのである。」としている。この記載からは、宮崎城の返還を命じたのは家康という解釈になるが、その点は私見と異なる。
- (94) 『日本国語大辞典 (第二版)』13 巻 (小学館、2002 年、827 頁、「理運・利運 (りうん)」の項)。
- (95) 『日本国語大辞典 (第二版)』12 巻 (小学館、2001 年、1222 頁、「申返 (もうしかえす)」の項)。
- (96) 前掲『綿考輯録』2 巻 (406～407 頁) によると、慶長 6 年 5 月 25 日に細川忠興は下国の御暇を申し上げるため (伏見城の家康) の御前に出て、6 月朔日に大坂へ下り、6 月 5 日に中津城に着城している。
- (97) 前掲『邦訳日葡辞書』(314 頁)。
- (98) 下線 d における「急度」について、前掲『邦訳日葡辞書』(510 頁) では「キット (急度)」の意味として「速やかに」としている。
- (99) 藤井讓治「徳川秀忠の居所と行動」(藤井讓治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』、京都大学人文

科学研究所、1994年、265頁)。

- (100) 『光成一天下人』(134頁)。
- (101) 穿った見方をすれば、黒田、加藤、鍋島、立花の各軍勢による島津討伐というのは、黒田孝高が、こうした自身の地位低下に対して一発逆転を狙って主導した壮大なフェイク(島津討伐の実現性は低い、という意味)であった、という見方もできよう。
- (102) 中野論文では、前掲の黒田孝高書状写Dを引用して、宮崎城の高橋氏への返還によって「如水の目論見は外れることとなる。ここでも如水は面目を潰されたのである。」と指摘されているが、史料批判という意味で、上述したように黒田孝高書状写Dの信憑性を疑うべきであろう。
- (103) 『光成九州』(41頁)。
- (104) 「(慶長5年)10月19日付小杉丹後守宛長倉兵國書状写」(前掲『旧記雑録後編三』、599頁)。
- (105) 「キュウセン(弓箭)」とは「戦争」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、512頁)。
- (106) 伊東祐兵は慶長5年10月11日死去であり(前掲『新訂寛政重修諸家譜』第14、245頁)、この書状の日付(10月19日)の時点ではすでに死去しているが、伊東祐兵の死去を秘匿する意図があったかどうかは不明である。
- (107) 下線aにおける「^{ひとかど}一稜(=^{ひとかど}一廉)について、「ヒトカド(一廉)」とは「すぐれて、また、目立って」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、246頁)。
- (108) 下線aにおける「内証」について、「ナイショウ(内証)」とは「内心、または、意志」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、444頁)。
- (109) 前掲『邦訳日葡辞書』(645頁)。
- (110) 家康のことを「殿下」と記した事例(『島津家文書之二』(大日本古文書)、東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発売、1953年、1119号文書)はあるが、これは慶長9年の文書であり、家康の將軍就任(慶長8年)後であるので、「殿下」=將軍という意味で使われていると考えられる。しかし、長倉兵國書状は慶長5年の文書であり、家康の將軍就任より前のものなので、「殿下」=家康という解釈は成立しないと思われる。
- (111) 下線aにおける「忠儀」について、「チュウギ(忠義)」とは「際立った奉公」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、130頁)。
- (112) 穿った見方をすれば、伊東家軍勢による宮崎城攻略は公戦である、と説明することで島津家(北郷家)側を刺激したくない、という思いがあったのかもしれない。
- (113) 『光成九州』(41頁)。
- (114) 下線bにおける「大錯亂」について、「サクラン(錯乱)」とは「戦争による混乱、すなわち、戦乱」という意味である(前掲『邦訳日葡辞書』、547頁)。『光成九州』(41頁)における現代語訳では「大混乱」としているが、大戦乱という理解の方が妥当であろう。
- (115) 前掲『清武町史』通史編上巻(210頁)では、この長倉兵國書状について、「伊東家の重臣・長倉三郎兵衛兵國が小杉丹後守重頼(都城の北郷家家来か)へ書簡を送り内応^{うらぎり}を薦めている(『旧記雑録』家わけ六・『旧

『日向記』収載の黒田孝高書状について－伊東家軍勢による宮崎城攻略は私戦なのか公戦なのか－（白峰）
記雑録』後編三の巻五〇・一二四六と一二四七）。内応はならなかったが、島津家中には心理的動揺を与えたとと思われる。」としていて、「内^{うらざり}応を薦め」た書状と解釈している。「内^{うらざり}応を薦め」た箇所というのは、下線bの箇所をそのように解釈したものと思われるが、その点は私見とは異なる。

- (116) 『光成一九州』(43頁)。
- (117) 『光成一九州』(73頁)。
- (118) 「(慶長5年)10月13日付加藤重次宛加藤清正書状」(熊本県立美術館寄託、図録『生誕450年記念展 加藤清正』、熊本県立美術館編集、2012年、108～109頁)。
- (119) 黒田孝高書状A～Eの内容からすると、伊東祐兵、伊東祐慶と黒田孝高は書状のやりとりをしているわけだから、黒田孝高宛の伊東祐兵、伊東祐慶の書状が黒田家側に残っていない(伝存していない)のは不可解である。
- (120) 前掲の長倉兵国書状(前掲『旧記雑録後編三』、599頁)における下線b。
- (121) 『光成一九州』(41頁)。
- (122) 『新名一島津』(347～348頁)。
- (123) 『光成一天下人』(133～134頁)。
- (124) この点は、『光成一九州』(42頁)でも同様の指摘がされている。
- (125) 『光成一九州』(43頁)。
- (126) 桐野作人『真説関ヶ原合戦』(学習研究社、2000年、3頁)では、「関ヶ原合戦」の「従たる側面は、豊臣政権の成立以来、強大な中央権力によって抑圧されていた諸大名間の「私戦」が復活したことであり」と指摘されている。また、桐野作人『謎解き関ヶ原合戦－戦国最大の戦い、20の謎』(アスキー・メディアワークス、2012年、5～6頁)では「「惣無事」と呼ばれて豊臣政権の重要政策だった私戦禁止令が政権分裂による東西対立に伴って効力を失い、それまで抑圧されていた諸大名間の「私戦」が公然と復活したからである。このことが諸大名の領国拡張欲を刺激し、しかも、むき出しの「私戦」ではなく、東西両軍がそれぞれ標榜する「公儀」への「奉公」の手段として正当化されたのである。」と指摘されている。そして、「全国各地の諸大名の動向がこの合戦の様相を一層複雑にし、地域によっては東西両軍に色分けできない事態も生じている。たとえば、北陸地方では東軍同士と思われた前田利長と丹羽長重が戦い、東北地方では伊達政宗が同じ東軍の南部信直領に侵攻している。」と指摘されている。
- (127) 白石城は、豊臣秀吉による奥羽仕置以前は、もともと伊達氏が領有していた城である。その意味では、島津氏による日向国侵攻以前は、宮崎城はもともとは伊東氏が領有していた城である、という点で共通している。
- (128) 宮崎城はもともとは伊東氏が領有していた城であったので、戦って自力で奪還した、という意識もあったと思われる。
- (129) 前掲『日向記』(414頁)には宮崎城返還の結果「去年(引用者注:慶長5年)以来ノ軍労皆徒ニ成「ニ」ケリ」と記載されていて、伊東家にとって宮崎城返還の悔しさが表現されている。